

寒河江川土地改良区告示 号

総 代 選 挙 の 公 告

寒河江川土地改良区定款付属書総代選挙規程第4条の規定により、総代の選挙を下記のとおり行うので、告示する。

令和8年1月30日

寒河江川土地改良区
理事長 奥山 喜男

記

1. 選挙の期日 令和8年2月6日
2. 投票開始の時刻 午前 9 時
3. 投票終了の時刻 午後 5 時
4. 選挙する総代の数

選挙区	選挙区域			総代数 (人)
	市町名	大字名	字名	
第1区	河北町	(谷地)	砂田・月山堂・嶋・霊堂・岩木の一部を除く	12
		(西里)	下槇の一部	
		吉田	馬場・吉田東の一部	
第2区	河北町	(谷地)	根際。砂田・月山堂・嶋の一部	9
		(西里)	塩ノ渕・下槇の一部を除く	
			畑中全部。造山の一部を除く	
	寒河江市	溝延	馬場・千苺・扇田の一部	
			入倉の一部	
第3区	河北町	箕輪	箕輪・箕輪沖の一部	9
		(谷地)	月山堂の一部	
		溝延	馬場・千苺・西浦・不動木・扇田の一部を除く	
第4区	河北町	田井	全部	8
		(谷地)	霊堂・岩木の一部	
		吉田	馬場・吉田東の一部を除く	
		岩木	全部	
	村山市	新吉田	全部	
第5区	河北町	大久保	全部	5
		(西里)	塩ノ渕の一部	
			造山の一部	
	寒河江市	溝延	西浦・不動木・扇田の一部	
			道生・入倉の一部を除く	
		日和田	日和田沖の一部	

選挙区	選挙区域			総代数 (人)
	市町名	大字名	字名	
第 6 区	寒河江市		道生の一部	3
		日和田	日和田沖の一部を除く	
		慈恩寺	全部	
		箕輪	箕輪・箕輪沖の一部を除く	
第 7 区	寒河江市	寒河江		1 2
		高屋		
		島		
第 8 区	寒河江市	長崎		9
		西根		
		日田		
	河北町	八鍬	川原	
第 9 区	寒河江市	溝延	松木檀・熊野島	7
		八鍬	川原を除く	
		米沢		
		谷沢		
		清助新田		
第 10 区	寒河江市	高松		9
		柴橋		
		松川		
	大江町	中郷		
第 11 区	寒河江市	左沢		3
		白岩		
計		宮内		8 6

5. 投票用紙に記載する総代の数 1 名

6. その他

- (1) 総代に立候補しようとする者は、明日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
- (2) 総代の候補者を推薦する者（組合員 10 人以上）は、本人の承諾を得て、明日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
- (3) (1) 及び (2) の届出は、午前 9 時から午後 5 時までの間で行ってください。
- (4) 総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別については、選挙の期日 3 日前までに公告します。
- (5) 選挙区の総代の候補者の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を超えた選挙区にあっては、(4) の内容に投票所及び開票所を加え、公告します

以上